

# 試験免除

実技試験または学科試験の免除を受けるには、下表の資格が必要です。  
受検申請書提出の際は、必ず証明書類のコピーを添付してください。

免除の対象者		免除に該当する 検定職種・作業	等級	免除の対象 となる試験	備考
技能検定合格		同一の検定職種	1級、2級、3級	学科試験	(例) 1級普通旋盤作業技能検定合格の場合、1級フライス盤作業を受検する際には学科試験が免除される。
			2級、3級		
			3級		
			単一等級		
実技試験合格		同一の検定職種	特級	実技試験	免除を受けることができる期間は、合格日から5年間
			1級、2級、3級		
		同一の検定作業	2級、3級		合格した実技試験と同一の「作業」を選択する場合に限る。
			3級		
			単一等級		
学科試験合格		同一の検定職種	特級	学科試験	免除を受けることができる期間は、合格日から5年間
			1級、2級、3級		
		同一の検定作業	2級、3級		合格した学科試験と同一の科目(同一の「作業」)を選択する場合に限る。
			3級		
			単一等級		
指導員	職業訓練指導員試験に合格した方 又は職業訓練指導員免許を受けた方	相当する検定職種	1級、2級、3級、 単一等級	学科試験	9ページ参照
建築士		建築大工職種	1級、2級	学科試験	
		ブロック建築職種	単一等級		
		枠組壁建築職種	建築大工職種		
		建築大工職種	1級、2級		
		枠組壁建築職種	単一等級		
技能照査	応用課程の技能照査に合格後、5年以上の実務経験を有した方	相当する検定職種	特級、1級、2級、 3級、単一等級	学科試験	判定は技能照査合格証書で行い、公共施設以外で行われたものは、証書に知事の証明がされているものに限る。
	応用課程の技能照査に合格後、2年以上の実務経験を有した方	相当する検定職種	1級、2級、3級、 単一等級		
	専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練の技能照査に合格後、4年以上の実務経験を有した方	相当する検定職種	1級、2級、3級、 単一等級		
	専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練の技能照査に合格後、1年以上の実務経験を有した方	相当する検定職種	2級、3級、 単一等級		
	普通課程の技能照査に合格後、2年(2800hは1年) 以上の実務経験を有した方	相当する検定職種	2級、3級、 単一等級		
	技能照査合格者	相当する検定職種	2級、3級		
通信訓練	1級技能士コースの修了試験に合格し、当該訓練を修了した方	相当する検定職種	1級、2級、3級	学科試験	判定は各級の技能士コース修了証書による。公共施設以外で行われたものは証書に知事の証明がされているものに限る。
	2級技能士コースの修了試験に合格し、当該訓練を修了した方		2級、3級		
	単一等級技能士コースの修了試験に合格し、当該訓練を修了した方		単一等級		
技能証	国際職業訓練競技(技能五輪)全国大会において、技能証の交付を受けた方	相当する検定職種	1級	実技試験	
	国際職業訓練競技(技能五輪)地方大会において、技能証の交付を受けた方	相当する検定職種	2級、3級	実技試験	
	全国身体障害者技能競技大会の実技部門において、技能証の交付を受けた方	相当する検定職種	2級、3級	実技試験	
	全国身体障害者技能競技大会の学科部門において、技能証の交付を受けた方		2級、3級	学科試験	
検定委員	同一の検定作業に関し、中央・都道府県技能検定委員の職にあった期間が2年以上ある方	同一の検定作業	1級、2級、3級 単一等級	実技試験	技能検定委員の職であった同一の「作業」を選択する場合に限る。
	同一の検定作業に関し、中央技能検定委員の職にあった期間が2年以上ある方	同一の検定作業	1級、2級、3級 単一等級	学科試験	技能検定委員の職であった同一の「作業」を選択する場合に限る。
菓子	製菓衛生師法による製菓衛生師試験に合格した者	菓子製造職種	1級、2級	学科試験 の一部	菓子製造職種に係る学科試験のうち食品一般及び菓子一般
和裁	東京商工会議所が行う1級和裁職種技能検定合格者	和裁職種	1級、2級	実技試験	
	東京商工会議所が行う2級和裁職種技能検定合格者		2級		